

報告 1

三次市学校関係者評価委員会設置要綱の一部改正について

三次市学校関係者評価委員会設置要綱の一部を改正したため，別紙のとおり報告します。

令和 7 年 4 月 2 1 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会告示第 12 号

三次市学校関係者評価委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 17 日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市学校関係者評価委員会設置要綱の一部を改正する告示

三次市学校関係者評価委員会設置要綱（平成 20 年三次市教育委員会告示第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 39 条，第 67 条及び第 79 条」を「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 42 条及び第 49 条，学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 66 条，第 67 条，第 68 条及び第 79 条」に改める。

第 5 条中「各学校の保護者，地域住民等の当該学校関係者で教育に関する理解と識見のある者」を「学校運営協議会委員」に改める。

第 6 条第 1 項中「当該年度の 3 月 31 日まで」を「1 年」に改め，同条第 2 項を削る。

第 7 条を削り，第 8 条を第 7 条とし，第 9 条を第 8 条とし，第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条中「及び三次市個人情報保護条例（平成 17 年三次市条例第 45 号）」を削り，同条を第 10 条とし，第 12 条を第 11 条とする。

附 則

この告示は，令和 7 年 4 月 1 7 日から施行する。

三次市学校関係者評価委員会設置要綱の一部を改正する教育委員会告示（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（趣旨） 第 1 条 この告示は、<u>学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 4 2 条及び第 4 9 条，学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 6 6 条，第 6 7 条，第 6 8 条及び第 7 9 条</u>並びに三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 1 6 年教育委員会規則第 1 3 号。以下「規則」という。）第 3 条の 2 の規定に基づき，学校関係者評価に関し必要な事項を定めるものとする。 （委員） 第 5 条 委員会の委員は，<u>学校運営協議会委員</u> _____のうちにから，校長が選任する。その際，当該学校の保護者を必ず委員に選任するものとし，当該学校の教職員，教育委員及び教育委員会事務局職員は委員として選任しない。 （任期） 第 6 条 委員の任期は，委嘱された日から<u>1 年</u>とし，再任を妨げない。 _____ _____ _____ （呼称） 第 7 条 略	（趣旨） 第 1 条 この告示は，<u>学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 3 9 条，第 6 7 条及び第 7 9 条</u> _____並びに三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 1 6 年教育委員会規則第 1 3 号。以下「規則」という。）第 3 条の 2 の規定に基づき，学校関係者評価に関し必要な事項を定めるものとする。 （委員） 第 5 条 委員会の委員は，<u>各学校の保護者，地域住民等の当該学校関係者で教育に関する理解と識見のある者のうちにから</u>，校長が選任する。その際，当該学校の保護者を必ず委員に選任するものとし，当該学校の教職員，教育委員及び教育委員会事務局職員は委員として選任しない。 （任期） 第 6 条 委員の任期は，委嘱された日から<u>当該年度の 3 月 3 1 日まで</u>とし，再任を妨げない。 2 <u>補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。</u> （報償費） 第 7 条 委員の報償費は，三次市報償費支払い基準に基づき支給する。 （呼称） 第 8 条 略

(運営の基本方針) <u>第 8 条</u> 略 (意見聴取事項) <u>第 9 条</u> 略 (守秘義務及び個人情報保護) <u>第 1 0 条</u> 委員は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号） を遵守し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。 (その他) <u>第 1 1 条</u> 略	(運営の基本方針) <u>第 9 条</u> 略 (意見聴取事項) <u>第 1 0 条</u> 略 (守秘義務及び個人情報保護) <u>第 1 1 条</u> 委員は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び三次市個人情報保護条例（平成 1 7 年三次市条例第 4 5 号） を遵守し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。 (その他) <u>第 1 2 条</u> 略
--	---

○三次市学校関係者評価委員会設置要綱

平成20年9月8日教育委員会告示第27号

三次市学校関係者評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、**学校教育法（昭和22年法律第26号）第42条及び第49条**，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）**第66条，第67条，第68条及び第79条**並びに三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成16年教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）第3条の2の規定に基づき，学校関係者評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は，規則第3条に規定する自己評価の客観性を高めるとともに，教職員，地域住民及び保護者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち協力することによって，教育活動その他学校運営の改善が適切に行われるようにすることを目的として学校関係者評価を実施するため，市内各小・中学校に三次市学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は，各校長の求めに応じ，学校が実施した自己評価について評価を行うとともに，学校運営状況の改善に向けての意見を述べる。

(組織構成)

第4条 委員会は，各校長が必要と認める人数の委員で構成し，委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総括し，委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員会の委員は，**学校運営協議会委員**のうちから，校長が選任する。その際，当該学校の保護者を必ず委員に選任するものとし，当該学校の教職員，教育委員及び教育委員会事務局職員は委員として選任しない。

(任期)

第6条 委員の任期は，委嘱された日から**1年**までとし，再任を妨げない。

(呼称)

第7条 当該学校の委員会について、その趣旨を損なわない範囲で別の呼称を用いることができるものとする。

(運営の基本方針)

第8条 各校長は、学校関係者評価の実施に先立って、自己評価表を作成し、教育活動その他の学校運営状況について、委員会に説明を行う。

(意見聴取事項)

第9条 委員会に意見を求める事項は、各校長（学校）の権限と責任に属する事項とし、教職員人事、予算、授業内容、指導内容等に関する事項の中で、教育委員会及び国の権限に属するものは、意見を求める対象にはならない。

(守秘義務及び個人情報保護)

第10条 委員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和7年4月17日から施行する。